

答申第 182 号

平成 16 年 7 月 12 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 5 月 21 日付けで諮問された県立高等学校教員の人事異動に関する  
検討資料等一部非公開の件（その 2）（諮問第 253 号）について、次のとおり答  
申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、高校人事企画担当職員ら作成の県立高校校長からのヒアリングメモ、検討メモ並びにその他の検討文書及び説明文書並びに高校人事企画担当課長代理作成の検討資料及び説明文書を保存又は作成していないため存在していないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立てに至る経過

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成15年3月26日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、平成15年4月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

(2) これに対し、教育委員会は、平成15年4月9日付けで、本件公開請求の対象とされた行政文書のうち次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）は存在していないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。

ア 高校人事企画担当職員ら作成の県立高校校長からのヒアリングメモ、  
検討メモ並びにその他の検討文書及び説明文書一切

イ 高校人事企画担当課長代理作成の検討資料及び説明文書一切

(3) 不服申立人は、平成15年4月30日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 不服申立人の行った請求は、今回の公開担当職員及び他の教職員課職員らの説明によれば、最終内示の前日であり、内示書が決裁される日であった。

(2) 不服申立人は、過去に、転任関係の検討及び説明文書について情報公開請求を行おうとしたことがあり、当時の公開担当職員から、そのような副

次的な文書は長く保存されないが、内示日まではあり、その後適宜処分されるという説明を受けた。

- ( 3 ) 内示については、教職員課長が事実上の最終的な承認を行う手続があるはずであり、高校人事企画担当課長代理の教職員課長あて報告書が全くないということは不自然である。加えて、高校人事企画担当課長代理は、人事異動の下準備の担当者の長として、他の担当者との関係で、種々の検討文書を作成していると考えられる。
- ( 4 ) 不服申立人は、平成15年2月13日付けで行った情報公開請求において、請求書の欄外に「将来のものについては、必要であれば再度請求するので、破棄、廃棄等処分をしないように」と付記した上で、同年3月26日付けで本件公開請求を行った。
- ( 5 ) 実施機関は「人事異動が了承された時点で直ちに廃棄することとしており」と述べるが、人事異動案が了承されるとは、誰がどのように了承したことであるのかを、人事異動案作成全体の流れの具体的な説明の中で明らかにされるべきである。

#### 4 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### ( 1 ) 本件行政文書について

実施機関は、本件公開請求の対象とされた行政文書のうち、前記2(2)アについては、各県立高等学校教員が人事異動の決定に関する資料として教育委員会に提出する「職員現況・意向調書」を複写し、人事管理上の情報を加筆したもの（以下「ヒアリングメモ」という。）及び高校人事企画担当職員作成のつなぎ表（以下「つなぎ表」という。）を対象行政文書として特定した。

また、本件公開請求の対象とされた行政文書のうち、前記2(2)イについては、高校人事企画担当課長代理が人事異動を検討及び説明した文書（以下「課長代理作成の検討資料等」という。）を対象行政文書として特定した。

##### ( 2 ) 本件行政文書の存否について

ア ヒアリングメモのもととなる「職員現況・意向調書」に記載されている情報は、各教員の氏名、年齢、住所、生年月日、家族状況、健康状態及び転任希望の有無など個人に関するものであり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであり、かつ、個人の権利利益を害するおそれのあるものである。

さらに加筆される人事管理上の情報は、高校人事企画担当職員が各県立高等学校長から聴取した、各教員に関する校長意見、評価等を含むものであり、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。また、公正かつ円滑な人事の確保の点からも、特にその取扱いについて、慎重を期すべきものである。

したがって、人事異動案が了承され、不要となった時点で、直ちに廃棄することとしており、本件公開請求時点においては、既に存在していなかったものである。

イ 高校人事企画担当職員作成のつなぎ表は、教科ごとに異動の前任者及び後任者が一目で判別できるような路線を示したものであり、その路線に変更が生じる都度、訂正を加えるものである。当該つなぎ表は、人事異動案が了承された時点で、人事異動案とその性質上、同一のものとなるため、検討資料として保存する必要性はなくなるため廃棄している。

したがって、本件公開請求時点においては、既に存在していなかったものである。

ウ ヒアリングメモ及びつなぎ表は、内示書を作成するための補助的、一時的な資料であり、神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）第9条第8項で定める「主たる保存対象でない行政文書」に該当する。そして、その保存期間についても同条第7項で「必要な期間」と定められている。

エ 課長代理作成の検討資料等については、高校人事企画担当課長代理は、人事異動の総括を行う立場であるので、各教員の異動について、検討文書及び説明文書を作成していない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書について

実施機関は、本件公開請求の対象とされた行政文書のうち、前記2(2)アについては、ヒアリングメモ及びつなぎ表を対象行政文書として特定した。

また、本件公開請求の対象とされた行政文書のうち、前記2(2)イについては、課長代理作成の検討資料等を対象行政文書として特定した。

### (3) 本件行政文書の存否について

#### ア ヒアリングメモ及びつなぎ表について

(ア) 実施機関は、ヒアリングメモが、個人の権利利益を害するおそれがあること及び公正かつ円滑な人事を確保する必要があることから、人事異動案が了承され、不要となった時点で、直ちに廃棄することとしており、本件公開請求時点においては、既に存在していなかった旨説明している。

また、実施機関は、つなぎ表が、人事異動案が了承された時点で、人事異動案とその性質上、同一のものとなるため、検討資料として保存する必要性はなくなるため廃棄したとしており、本件公開請求時点においては、既に存在していなかった旨説明している。

そして、実施機関は、ヒアリングメモ及びつなぎ表が内示書を作成するための補助的、一時的な資料であり、文書管理規則第9条第8項で定める「主たる保存対象でない行政文書」に該当し、その保存期間についても同条第7項で「必要な期間」と定められていることから、不要となった時点で、直ちに廃棄することとしている旨説明している。

(イ) 実施機関は、本件公開請求に対し、内示書を請求対象文書として特

定し、一部公開を行っている。当審査会が、当該内示書を見分したところ、その内容はヒアリングメモ及びつなぎ表をもとに検討した人事異動案を具体化したものと考えられ、ヒアリングメモ及びつなぎ表をもとに当該内示書は作成されたとする実施機関の説明は、妥当であると考えられる。また、通常の事務の形態としては、補助的、一時的な資料をもとに行政文書が作成されると考えられることから、ヒアリングメモ及びつなぎ表が内示書を作成するための補助的、一時的な資料であるとする実施機関の説明は妥当であると考えられる。

そして、ヒアリングメモ及びつなぎ表が、内示書を作成するための補助的、一時的な資料であると解されるならば、ヒアリングメモ及びつなぎ表は文書管理規則第9条第8項で定める「主たる保存対象でない行政文書」に該当し、その保存期間についても同条第7項で「必要な期間」と定められていることから、不要となった時点で、廃棄したとしてもその取扱いが直ちに不当であるとは解されない。

(ウ) 以上のことからすると、ヒアリングメモ及びつなぎ表は、本件公開請求時点においては既に存在していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえず、当該文書は存在しないものと認められる。

イ 課長代理作成の検討資料等について

(ア) 実施機関は、高校人事企画担当課長代理は、校長及び教頭以外の人事異動の総括を行う立場であるので、各教員の異動について、検討文書及び説明文書を作成していない旨説明している。

(イ) 高校人事企画担当課長代理は、各教員の異動についてはあくまでも総括を行う立場であり、各教員の異動について検討文書及び説明文書を作成する任務に当たってはいないことがうかがえる。したがって、高校人事企画担当課長代理自らが各教員の異動について検討文書及び説明文書を作成していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえない。

(ウ)以上のことからすると、課長代理作成の検討資料等を作成していないとする実施機関の説明は首肯できる。

## 6 付言

前記5(3)アのとおり、ヒアリングメモ及びつなぎ表は本件公開請求時点においては、既に存在していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえないが、実施機関の説明と不服申立人の主張とでは、ヒアリングメモ及びつなぎ表がいつまで存在したかという点などで食い違いが見られる。不服申立人の主張は実施機関から受けたとされる説明に基づくものであることから、実施機関としては、今後は、不服申立人に誤解を与えることのないよう、説明に留意されたい。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 5月21日	諮問
5月30日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6月30日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7月7日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成16年 2月17日 (第31回部会)	審議
3月12日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する 意見書を受理 指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
3月18日 (第32回部会)	審議
4月26日 (第33回部会)	審議
5月10日 (第34回部会)	審議
6月16日 (第35回部会)	審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
田 中 隆 三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年7月12日現在) (五十音順)